

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 27 年度）

平成27年4月

宇治市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 15 条第 1 項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条の規定に基づき、今年度策定を予定している実施方針の内容を、次のとおり公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定期期	担当
（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業	事業契約の締結日から平成 47 年 3 月 31 日までの期間	（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務	宇治市菟道丸山、宇治乙方地内	平成 27 年 6 月 宇治市ホームページに掲載予定	宇治市都市整備部 歴史まちづくり推進課 電話 0774-21-1602